

あさぎり町いじめ防止基本方針



令和3年3月

あさぎり町

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 組織の設置等	2
3 町の基本方針の内容	2
4 いじめの定義	3
5 いじめに対する基本認識	3
6 いじめの防止等に関する基本的考え方	4
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 いじめの防止等のために本町が実施する施策	5
（1）あさぎり町青少年健全育成町民会議の活用	5
（2）熊本県いじめ問題対策連絡協議会との連携	5
（3）いじめの防止等のための取組	5
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	7
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	8
（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	8
（3）学校におけるいじめの防止等に関する取組	8
3 重大事態への対処	10
（1）教育委員会又は学校による調査	10
①重大事態の発生と調査	10
②調査結果の提供及び報告	13
（2）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	13
①再調査	13
②再調査の結果を踏まえた措置等	13
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	14
1 基本方針の見直しの検討	14
2 基本方針策定状況の確認と公表	14
3 熊本県教育委員会との連携と支援要請	14
【参考資料】	
1 学校いじめ防止基本方針に取り上げる主な項目	15
2 重大事態発生時の対応図	16

はじめに

国の「いじめ防止対策推進法」^{※1}に則り、「いじめの防止等のための基本的な方針」^{※2}が平成29年3月14日に改定されました。熊本県ではこれを受け令和2年11月24日に「熊本県いじめ防止基本方針」^{※3}が改定されました。

改定の背景には、情報端末機器の普及等によるいじめの形態の多様化や県内をはじめとした重大事態の発生など様々な要因があります。

あさぎり町においては、これまでも県教育委員会の指導を仰ぎながら、いじめを許さない学校・学級づくりと併せ、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできました。しかしながら、本町においても毎年数件のいじめが認知されております。

この度、本町におきましても、いじめの定義解釈の一部変更をはじめ、いじめの解消についての2つの要件等を明示し、「あさぎり町いじめ防止基本方針」^{※4}を改定しました。さらに、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携が強化され、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するものとなりました。

いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておく必要があります。

いじめの防止等には、学校教育のみならず教育に関わる全ての者が手立てを講じていかなければなりません。学校や保護者をはじめ、地域住民や各種団体など社会全体での取組が必要です。そのような取組を通して、子どもたちが夢や希望をもち、安心して生活できる学校や住みよい町づくりが進み、活気に満ちた町になることを願っています。

本計画の推進について、町民の皆様や関係の皆様のご支援や御協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

あさぎり町長

尾 鷹 一 範

※1 「いじめ防止対策推進法」：以下「法」という。

※2 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」：以下「国の基本方針」という。

※3 「熊本県いじめ防止基本方針」：以下「県の基本方針」という。

※4 「あさぎり町いじめ防止基本方針」：以下「町の基本方針」という。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒の問題であり、以下の基本理念のもと対策を講じていくものとします。

- (1) 教師自らが、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げます。町内全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにします。
- (2) いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにします。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。

2 組織の設置等

- (1) 町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」（法第14条第1項）と同様の趣旨の会議を開催するものとして、「あさぎり町青少年健全育成町民会議」をこれに充てます。
- (2) 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」（名称は学校の判断による。）を置くものとします（法第22条）。
（構成：複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者）
- (3) 町教育委員会又は設置する学校は、管下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います（法第28条）。
- (4) 町長は、「あさぎり町いじめ調査委員会」を設け、必要があると認める場合は（3）の組織が行った調査結果の調査を行います。なお、当調査委員会を附属機関として設けるか否かは町長の判断とします（法第30条）。

3 町の基本方針の内容

町の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、下記の内容を定めるものです。

- (1) 法により新たに規定された、町や学校における基本方針の策定や組織体制
- (2) いじめへの組織的な対応
- (3) 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- (4) これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組

また、町の基本方針の実現のためには、学校や社会に法の意義を普及啓発することが重要です。いじめに対する正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図ります。また、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要です。

なお、より実効性の高い取組を実施するため、町の基本方針が、本町の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととします。

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指します。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要です。

5 いじめに対する基本認識

全ての子どもと大人が、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持つことが重要です。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為です。どのような社会にあっても、いじめはいじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、社会総がかりで社会全体に行きわたらせることが重要です。

このため学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進することが必要です。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければなりません。また、そのために日頃から児童生徒の悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切です。

さらに、いじめの問題への対応の重要性についての認識を町民全体に広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要です。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要です。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが求められます。また、地域、家庭と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで児童生徒を見守ることが必要です。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行わなければなりません。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

(4) 地域や家庭との連携について

いじめ問題を認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域の関係団体等と協議することも必要です。学校運営協議会や地域学校協働活動を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要です。

また、関係機関等との協議を設定する場合は、解決に向けた取組としてねらいや内容を明確にすることが大切です。加えて、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要です。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導にもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局の人権擁護関係、県教育委員会等）との適切な連携が必要です。そのためにも、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本町が実施する施策

(1) あさぎり町青少年健全育成町民会議の活用

町は、いじめの防止等の取組を地域ぐるみのものとする会議として、「あさぎり町青少年健全育成町民会議」をこれに充てます。

(構成団体：人権擁護委員、保護司会、民生児童委員協議会、社会教育委員、区長会、老人クラブ連合会、教育委員、青年団、婦人会連絡協議会、少年警察ボランティア、小学校、中学校、南稜高校、PTA連絡協議会、多良木警察署、あさぎり町 主管課：教育委員会、生活福祉課、総務課及び会議の目的達成に必要な課)

(2) 熊本県いじめ問題対策連絡協議会との連携

町内の学校におけるいじめの防止等の取組が適切かつ確実に実施されるように、「熊本県いじめ問題対策連絡協議会」との連携を推進します。

(3) いじめの防止等のための取組

① いじめの防止

- いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域及び関係機関の連携の強化、その他必要な体制を整備します。
- 熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」を大切にし、郷土を愛し、健全な

青少年を育成するための風土づくりに努めます。

- また、教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努めます。
- アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努めます。
- 保護者が、子どもの規範意識等を養い、子どもと適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育の重要性の啓発や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施等、家庭教育の支援を推進します。
- 児童生徒が、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、地域学校協働活動等を通じて学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを推進します。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育事務所設置の「いじめ・不登校サポートチーム」（アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）の積極的な活用を推進します。
また、学校への心の教室相談員の配置と連携を推進します。
- 児童生徒が、インターネット上でのいじめや犯罪に関して、起こさない、巻き込まれないように、フィルタリング普及の促進と情報モラル教育を充実させます。
- 児童生徒に、他校児童生徒や異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、望ましい人間関係や互いの良さを認め合う心を育みます。
- 県教育委員会の指導を仰ぎながら、教職員のいじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力の向上を図ります。
- 熊本県子ども人権フェスティバルへの参加や、児童生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図ります。
- 「心のきずなを深める月間」や人権教育の啓発活動を推進し、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高めます。
また、児童会生徒会が主体となる取組を学校、家庭及び地域が一体となって支援します。
- 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等を充実させ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進します。

② いじめの早期発見

- 「熊本県子どもいじめ相談電話」や町における教育相談・子育て相談等いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関を周知徹底します。
- 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、学校におけるいじめの防止等の取組の点検と充実に努めます。
- 児童生徒の援助希求能力の向上を目的とする「児童生徒が生活上の困難・ス

トレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育（以下「SOSの出し方に関する教育」という。）を積極的に推進することができるよう、指導プログラムに関する資料提供や、学校等に配置・派遣しているスクールカウンセラーの活用等、学校の取組を支援します。

- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになるため、PTAや学校応援団、学童保育など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進します。
- インターネット上への書き込み等、ネットパトロール等の取組を進めるとともに、関係機関が行う取組を支援します。

③ いじめへの対処

- いじめられた子どもや保護者の立場に立ち、適切で詳細な事実確認が行われるよう、学校に対して必要な指導・支援を行います。
- 学校全体での組織的な対応を支援するとともに、教育委員会や「いじめ・不登校サポートチーム」との連携を図ります。
- いじめ問題が複数の学校に関わる場合は、学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会等を通じて学校相互間の連携を図り、協力体制を築きます。
- 法を犯す行為と思われる場合には、早期に警察等に相談し協力を求めます。
- いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずる等の措置が必要な場合は、県教育委員会の支援を受けながら「あさぎり町立学校管理規則」に則り行います。

④ その他の取組

- 各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努めます。
- 町内校長会や生徒指導担当者会等を通じて、いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図ります。
- 学校評価におけるいじめの問題について、児童生徒の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行います。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめの防止等のために各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば、被害側児童生徒が我慢すべき」、「被害児童生徒にもいじめられる原因がある」といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることがあってはなりません。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応することが重要です。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や県の基本方針及び町の基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとします。

学校基本方針には、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を主な項目とします。「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員、児童生徒は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」、「関係機関とどう連携するのか」等を、体系的・計画的に示すものとします。

また、より実効性の高い取組を実施するため、次のことが重要です。

- 取組を定期的に見直すP D C Aサイクルを盛り込んでおくこと
- 地域を巻き込んだ学校基本方針になるよう保護者等地域の方の参画を図ること
- 児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れること
- 策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開すること
- 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校評価において目標の達成状況を評価します。また、各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策組織」（名称は学校の判断による。）を置くものとします。

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、複数の教職員に加えて、必要に応じて、心理や福祉等の専門家、その他保護者、学校運営協議会委員、民生委員などの地域関係者が参加しながら対応を図ります。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。また、組織における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）当該組織内に最低1名を置かなければなりません。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いがある場合は緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

- 望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境をつくる。
- 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
 《全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、
 「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくり》
- 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善充実を図る。
- 学校生活での悩みの解消を図るために、相談活動の充実とともに、「いじめ・不登校サポートチーム」や心の教室相談員等を活用する。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように注意を払う。
- 管理職をはじめ、教職員の積極的な研修の受講及び実施、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

② いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭や地域と連携して実態把握に努めます。

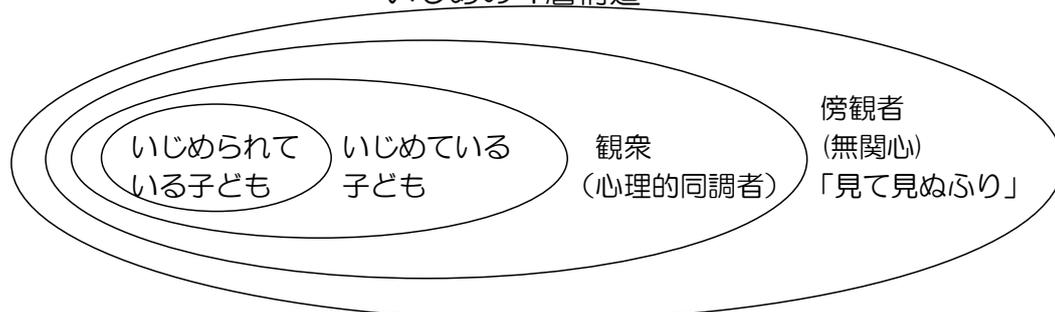
- 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談、SOSの出し方に関する教育 等)
- 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール 等)
- 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTA会議 等)
- 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

③ いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指します。

- いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- 学校担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談し協力を求める。
- いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- 必要に応じて、教育委員会や「いじめ・不登校サポートチーム」、関係機関等との連携を図る。
- いじめの4層及び保護者において、教育的配慮をもってそれぞれをしっかりと支援・指導する。

いじめの4層構造



④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要です。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても様々な事情を勘案して判断します。

ア いじめに係る行為が止んでいること

○ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安としますが、形式的な対処とならないように留意すること。

○ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。

行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

○ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校における対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害を生じた場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識します。
- その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合（申立て時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。）

イ 重大事態の報告

- 重大事態を認識した場合、直ちに報告を行います。
 - ・学校 → 教育委員会 → 町長

ウ 調査の主体

- 教育委員会は学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断します。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置、関係機関との連携等の適切な支援を行います。
- 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りです。
 - ・学校主体での調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

エ 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ対策委員会」又は教育委員会が設置する調査組織において調査を行います。
 - ・必要に応じて専門家等の第三者を加える等、公平性・中立性の担保が必要

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を、可能な限り明確にします。なお、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要です。
 - ・いつ（いつ頃から）
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか

- ・学校、教職員がどのように対応したか 等
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
 - ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
 - ・いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関と適切に連携を図り対応に当たる。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
(いじめられた児童生徒が入院や死亡した場合)
 - ・いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

カ いじめられた児童生徒が死亡したときの対応

- 亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過の検証と再発防止策を構ずることを目指し、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じます。また、遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺の背景調査を実施します。
 - ・遺族の要望・意見を十分に聴取する。
 - ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
 - ・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
 - ・学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

キ その他留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。教育委員会及び学校は、十分な配慮や支援が必要です。
 - ・児童生徒や保護者への心のケア

- ・落ち着いた学校生活を取り戻すための支援
- ・予断のない一貫した情報発信
- ・個人のプライバシーへの配慮

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

【調査結果を提供するときの留意事項】

- ・情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告する。
- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・学校が調査を行う場合は、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

- 調査結果は、速やかに報告を行います。
 - ・学校 → 教育委員会 → 町長

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

- 重大事態の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について再調査を行うことができます。
- 再調査を行う機関は、町長が設置する「あさぎり町いじめ調査委員会」で行います。なお、当調査委員会を附属機関として設けるか否かは町長の判断とします。
 - ・構成員は、当該いじめ事案関係者と関係のない第三者とする。
 - ・いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずるものとします

- 再調査を行った時、町長はその結果を個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、議会に報告するものとします。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

いじめの防止等に関する町の施策や学校の施策、重大事態への対処等、町の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、教育委員会、町内校長会及び教育委員会評価委員会等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じます。

2 基本方針策定状況の確認と公表

学校基本方針及び町の基本方針について、それぞれ策定状況を確認し公表します。

3 熊本県教育委員会との連携と支援要請

(1) いじめ防止基本方針の策定

町の基本方針策定に当たっては、県から必要な助言や情報提供など、支援を受けるものとします。

(2) 組織等の設置

教育委員会は、附属機関等の設置が必要な場合は、県教育委員会に支援を要請し、職能団体や大学、学会等の協力が得られるようにします。

(3) 緊急支援チームの派遣要請

学校及び教育委員会は、学校で発生した重大事態等で、学校および教育委員会だけでは解決が困難な事案に緊急に対応するため、県教育委員会に対し、外部の専門家等からなる支援チームの派遣要請をします。

【参考資料】

1 学校がいじめ防止基本方針に取り上げる主な項目

学校いじめ防止基本方針に取り上げる主な項目(例)

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止等の対策のための組織
 - (1) 構成員
 - (2) 組織の役割
- 4 年間計画
 - (1) 年間の取組について検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）
 - (2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期
 - (3) いじめの未然防止の取組と実施時期

【例】

- | | |
|----------------|----------------|
| ○道徳教育 | ○人権教育 |
| ○体験活動 | ○情報モラル教育 |
| ○児童生徒会活動(宣言文等) | ○「心のきずなを深める月間」 |
| ○「命を大切にす | ○心を育む指導プログラム |
| ○授業改善に関わる取組 | 等 |

- (4) いじめの早期発見の取組と実施時期

【例】

- | | |
|----------|-------------|
| ○アンケート調査 | ○教育相談 |
| ○個別面談 | ○相談窓口の周知 |
| ○校内研修 | ○チェックリストの作成 |
| | 等 |

- 5 いじめに対する措置

【例】

- | |
|-----------------|
| ○発見されたいじめ事案への対応 |
| ・ 被害者への対応 |
| ・ 加害者への対応 |
| ・ 集団への対応 |
| 等 |

- 6 重大事態への対応

2 重大事態発生時の対応図

